

令和3年度 定例報告に係るFAQ【薬局】

●定例報告の全般的事項

Q1：昨年 of 報告書様式を使用して提出していいですか。

A1：報告書様式については、毎年度、内容の改訂を行っていますので、必ず今年度（令和3年度）の様式を使用してください。

なお、令和3年度から押印は不要です。

Q2：なぜ、自己点検を行うのですか。

A2：届出している施設基準については、届出の内容と異なった事情が生じた場合は、速やかに変更の届出を行うこととされています。

定例報告においては、7月1日時点の届出状況について自己点検をお願いするものです。

なお、定例報告時期に限らず、届出の内容と異なった事情が生じた場合には、速やかに変更の届出を行ってください。

参考通知：保医発0305第2号及び保医発0305第3号（いずれも令和2年3月5日付）

第3 届出受理後の措置等

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満たさなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、保険医療機関の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。

Q3：届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、要件を満たしていない施設基準が確認されました。どのように報告したらよいですか。

A3：「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名をご記入いただき、必要事項を記入した「辞退届」を併せて提出してください。

本来の要件は満たさないものの、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い等により要件を満たす場合は、要件を満たしているものとして扱ってください。このとき、臨時的な取扱い等により要件を満たす場合であっても、定例報告の各報告書には、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）2（2）又は「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）1（1）を適用した値

ではなく、各報告書に定める対象期間での実際の実績値を記載してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いや令和2年度診療報酬改定に係る経過措置については、これまでの事務連絡等において示されています。

中国四国厚生局のホームページ「令和3年7月1日定例報告について」のページに「施設基準関係を抜粋したもの」として掲示していますのでご確認ください。

一方、臨時的な取扱いをした上でなお、要件を満たさない場合は、以下のとおり報告等をお願いします。

〈臨時的な取扱いをした上でなお、要件を満たさない場合〉

「施設基準の届出の確認について（報告）」の「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名をご記入いただき、併せて「辞退届」の提出をお願いします。

また、下位区分への変更が必要な場合についても同様に、「要件を満たしていない施設基準名」欄に該当する施設基準名を記入し、併せて「変更届」の提出をお願いします。（具体的な手続き方法については、所在地を管轄する各県事務所（広島県は指導監査課）へご照会ください。）

Q 4：届出を行っている施設基準について自己点検を行った結果、全て要件を満たしていることを確認しましたが、何か提出しなければいけないのでしょうか。

A 4：医科（無床診療所）・歯科・薬局の「施設基準等定例報告に係る書類の提出手順について」をご確認ください。

ステップ1において、「施設基準の届出の確認について（報告）」の「ア（届け出ている施設基準のすべてについて、要件を満たしている場合）」に該当する場合、「施設基準の届出の確認について（報告）」の提出は不要です。

次に、ステップ2において、「保険薬局における施設基準届出状況報告書」（別紙様式3）と「届出状況報告書」を提出してください。

Q 5：施設基準の届出をいずれも行っていないですが、報告の必要はありますか。

A 5：施設基準の届出を行っていない場合でも、「保険薬局における施設基準届出状況報告書」（別紙様式3）と「届出状況報告書」を提出してください。

Q 6：報告書はどこへ提出すればよいのでしょうか。

A 6：管轄の中国四国厚生局各県事務所（広島県は指導監査課）あて郵送にて提出してください。

なお、封筒の表面には、朱書きで「定例報告書在中」と記載してください。

Q 7 : 定例報告を送付する際に、他の届出書を一緒に送付してよいでしょうか。

A 7 : 他の届出書がある場合は、定例報告とは別に送付していただくようお願いします。

Q 8 : 各様式中の「保険薬局コード」欄は、どのように記載するのでしょうか。

A 8 : 7桁の指定通知書の番号を記載してください。

Q 9 : 報告書はいつまでに提出すればよいのでしょうか。

A 9 : 中国四国厚生局各県事務所（広島県の場合は指導監査課）からお届けしている事務連絡に記載している期日までに提出してください。（郵送必着）

Q 10 : 押印が不要となったことから、F A Xにより報告書を提出しても差し支えないでしょうか。

A 10 : F A Xによる報告書の提出は受付していません。
お手数ですが郵送による提出をお願いします。

●個々の報告書類に関する事項

保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)関係

Q 11 : 調剤基本料の届出において、新規開局等の理由により届出時点では処方箋受付回数等の実績が取れず、空欄で届け出ましたが、今回の報告で実績が取れる場合はその実績を記入すればよいでしょうか。

A 11 : 新規開局した保険薬局は、届出時点において処方箋受付回数等の実績が取れなかったことから、実績の記入は不要とされていましたが、令和3年7月1日時点で実績が取れる場合は、(別紙様式3参考)を参照の上、当該実績を記載してください。

Q 12 : 「特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等（以下のア～オのいずれかに該当）の有無（調剤基本料の位置づけによらず、全ての保険薬局が実態どおりに回答）」について、実際には特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引等がありますが、調剤基本料の届出では開局時期による除外規定により該当しておりません。様式3では、「調剤基本料の位置づけによらず、全ての保険薬局が実態どおりに回答」とありますが、今回の報告では「あり」で報告するのでしょうか。

A 12 : 調剤基本料の位置づけにかかわらず、不動産の賃貸借取引等について、実態に即し

たデータを収集したいため、今回の報告では「あり」での報告をお願いします。

Q13:「1. 調剤基本料」の「調剤基本料の注4の減算への該当性」欄の記載方法を教えてください。

A13:①「妥結率が5割以下の保険薬局への該当性」及び②「妥結率等の報告の有無」は、前年度報告分に基づき記載してください。③「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を実施していない保険薬局への該当性」は、前年3月1日から本年2月末までの実績に基づき記載してください。ただし、処方箋の受付回数が1月平均600枚以下の場合は、「なし」を選択してください。

なお、③の「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務」とは、以下のものをいう。

- ・調剤料の時間外加算、休日加算及び深夜加算並びに夜間・休日等加算
- ・薬剤服用歴管理指導料の麻薬管理指導加算
- ・薬剤服用歴管理指導料の重複投薬・相互作用等防止加算
- ・在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料
- ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料
- ・外来服薬支援料
- ・服用薬剤調整支援料
- ・在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料及び在宅患者緊急時等共同指導料並びに居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費を算定するに際して実施する業務
- ・退院時共同指導料
- ・服薬情報等提供料

また、「薬剤師のかかりつけ機能に係る基本的な業務を1年間実施していない保険薬局」は、前年3月1日から本年2月末までの上記に掲げる業務の算定が合計10回未満のものが該当する。ただし、特別調剤基本料を算定する保険薬局においては合計100回未満のものが該当する。

Q14:調剤基本料の注7について、今回の報告において後発医薬品の調剤割合が40%以下であることが判明しましたが、別に届出が必要でしょうか。

A14:後発医薬品の調剤割合が40%を下回る等の変更が生じた場合の報告は、今回の改定で報告不要と整理されたため、随時、自局で判断して算定内容を変更していただくことになります。

なお、次の①及び②に該当する場合は、当該規定は適用されませんので再度ご確認ください。

- ① 処方箋の受付回数が月600回以下の場合
- ② 直近1か月において、先発医薬品の変更不可の記載がある処方箋の受付回数が

50%以上の場合

※①及び②の処方箋受付回数は調剤基本料に準じて取扱います。

Q15: かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の「令和3年4月から6月における勤務状況に基づき、当該薬局に勤務している全保険薬剤師の数（非常勤の保険薬剤師は常勤換算）」について、非常勤の保険薬剤師の常勤換算方法を教えてください。

A15: 実労働時間が週 32 時間未満の保険薬剤師については、次の計算方法により常勤換算してください。

〈計算方法〉

令和3年4月～6月の3ヶ月間の貴保険薬局における実労働時間が週 32 時間未満の非常勤保険薬剤師の実労働時間の合計時間÷32時間（1週間あたり）÷13週（4～6月の週数）

例えば、A保険薬剤師の当該期間の実労働時間が200時間、B保険薬剤師の当該期間の実労働時間が150時間、C保険薬剤師の当該期間の実労働時間が100時間の場合、3人の実労働時間を合計すると450時間。これを上記計算式に当てはめると、1.0817…となり、小数点第二位を四捨五入して小数点第一位まで算出すると常勤換算後の人数は1.1人となります。